

令和 8 年 9 月 より



企業主導型保育事業を利用する 0～2歳児の保育料を無償化します

大阪市では、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境を整えるため、企業主導型保育事業を利用する0～2歳児の保育料無償化を実施します

大阪市企業主導型保育事業利用者負担額給付の概要

対象
施設

企業主導型保育施設
(大阪市以外の園も対象です)

開始
時期

令和8年9月分の保育料から

対象
児童

- ◆ **0～2歳児クラス**の住民税**課税**世帯の大阪市にお住まいのお子さん
- ◆ **保護者のいずれにも保育の必要性があること**
- ◆ 企業主導型保育施設に通っていて**認可保育所等に在園していないこと** 等

※ 3～5歳児クラスのお子さん、0～2歳児クラスの住民税**非課税**世帯のおさんはすでに国の制度で保育料は無償化されています。

対象
費用

0歳児クラスは利用者負担額（保育料）月額最大37,100円
1～2歳児クラスは利用者負担額（保育料）月額最大37,000円を支給
※延長保育料など、その他の保育サービスの利用にかかる費用は対象外
※保育料を支払った保護者からの請求により、支払済保育料に対して給付

手続き

無償化制度の利用には事前の手続きが必要です
(大阪市行政オンラインシステムからの申請)

企業主導型保育事業の保育料制度について

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
3～5歳児	国制度で無償化	
0～2歳児	国制度で無償化	大阪市独自で無償化

【お問い合わせ先】

こども青少年局幼保企画課 幼保利用グループ
TEL.06-6208-8495

制度や手続きの詳細は
大阪市ホームページ

